



産廃施設

そこが知りたい

村内五か所で地域懇談会開催



地域懇談会は地元地区をスタートに開かれ、産廃施設についての村民の不安や心配、疑問点等について説明されました。

村に建設が予定されている産業廃棄物最終処分場とはどのようなもので、地域の将来にとってそれほど危険なものなのか。その内容をもっと詳しく説明して欲しい。そうした要望や不安がたくさんありましたが、このほどようやく計画の概要がまとまりました。

ので、それらの疑問に答えるために、去る四月十一日から四日間をわたり、村内五か所において「産廃施設、そこが知りたい」をテーマに地域懇談会を開きました。

懇談会には村や村議会議員のほか、特に産廃事業予定者環境アセス担当者及び塩ビシート会社等の出席を求め、処分場の計画や環境保全対策、水処理などについて専門の立場からそれぞれ説明をしていただきました。

懇談会には五か所あわせて二百二十七人の住民の方々が出席しましたが、産廃処理方法は、相内地区にある一般廃棄物処理場と違って毎日土を重ねていくサンドイッチ方式をとるため悪臭の恐れがないことや、水の処理についても下水道処理施設と同じような施設をつくり、きれいな水にして放出することなどを聞き、認識をあらたにしたようでありました。

懇談会での質問やその他の意見などについて、まとめて報告いたします。

公害防止協定で 環境を守る

産廃の説明会 遅いのではない

「若者を一人でも多く村に
どめたい」と語る
高松隆三村長



「若者を一人でも多く村に
どめたい」と語る
高松隆三村長

分場の受け入れを基本的に同意したわけですが、処分場の規模や水の処理方法等については、環境影響調査の結果が出ないと具体的な説明ができないので、ただ早くと言っても限界があるわけであります。

産廃施設の受け入れでもっと 村民の意見を聞くべきではないか

大変難しい質問であります
が、公平な意見を聞くという
ことは具体的にどうということ
でしょうか。今回も地域懇談
会を開きましたが、出席者は
この程度であり、多数決で決

められるべき性質のものであり
ません。それに産廃は、村が当事者
ではなく、その認可権もない
わけであります。このような場合、住民の代
表である議会と協議し、議会の
議決を尊重することは、そ
れ程住民無視につながるの
でしょうか。

一次産業のビジョンづくり
にあたり、農漁民のナマの声
を聞くために一般公募をした
り、金木高校相内分校の構想
づくりや老人保健福祉計画づ
くりにも、それぞれ委員をお
願ひして住民の声を行政に反

その調査が今年六月末頃に
完了する予定でありますので
本来なら七月以降でないと説
明会を開けないのであります
が、皆さんの要望もあり、こ
のほど説明会を開いたわけで
あります。

映させようと努めているつも
りでありますが、何ら行政権
限を持たない分野にまでそう
した配慮をしないと、住民不
在とか、住民無視と決めつけ
られるのは心外であります。

水も飲めないとか、 人も住めないとか、 宣伝されているが本当か...

廃棄物の処理に関する基本
的な考え方は、環境への有害
な影響を最大限に抑制しなが
ら効率のよい処理方法を徹底
化することにあるわけであり、
そのために処分場の設置基準
や法改正等もなされており、
環境や人命を無視したやり方

は考えられないと思います。
処理水は下水道処理場と全
く同じような施設をつくり、
きれいな水に浄化することに
もなっており、毎月保健所の
検査を受けることも義務づけ
られておきますので、そのよ
うな心配はないと思います。

また、埋め立てたあととの
水は普通三年から五年位で自
然水にかえり、永久に公害が
残るといふ心配はないわけ
で、事業が終了しても保健
所が検査の結果「大丈夫」
を出すまでは水の浄化は事業
者が行うことになっておりま
す。

除草剤やホリドール液など
のほか、し尿処理水などが流
れ、汚れがひどいと言われる
あの岩木川の水でさえ、水道
町や楯垣村では水道水に使っ
ているように、水の浄化技術
は大変進歩しており、村の簡
易水道がダメになるといふこ
とは考えられません。
なお、村の簡易水道につい
ては、産廃とは関係なく、き
れいな水を安定的に供給する
ため、木造町、柏村、森田村、
稲垣村、車力村と本村と、津
軽ダムから直接取水すること
とし、今年から事業の実施計
画に入ったことも申し添えて
おきます。



(髙松地区会場)



(相内地区会場)

産廃施設の基本計画により説明を受けたあと、
積極的な意見交換をしました。

県外のゴミは入れないというが

何でチェックするのが



産廃処理には、収集運搬、中間処理、最終処分場の三段のうち最終処分場の許可を得るためには、例えば第一工区で四十万立方メートルの産廃を埋立てるとすれば、産廃を排出する企業もしくは事業所と契約しなければ、県は許可しないものと思います。

産廃処理には、収集運搬、中間処理、最終処分場の三段のうち最終処分場の許可を得るためには、例えば第一工区で四十万立方メートルの産廃を埋立てるとすれば、産廃を排出する企業もしくは事業所と契約しなければ、県は許可しないものと思います。

この伝票は全国統一番号で処理されますので、ゴマカスことはできない仕組みとなっております。

もし、これに違反した場合も、罰金と徴収刑があわせて課せられ、そのうえ営業停止という処分も行われますので不法行為はできないと思えます。

また、産廃処分場で働く人は、地元から採用しますのでその伝票とゴミを照合すれば毎日どんなゴミが、どの会社から入っているのか、すぐ解るはずであります。

PCBなどにより

土壌の汚染はないのか

バルブ汚泥や、ダイオキシン、PCB汚染などで魚類等への影響があるのではないかと、心配している方もあると思いますが、PCB等は特定有害産業廃棄物として指定されています。こうした廃棄物は連新型の処分場で処理すべきものであり、当村に設置予定

の管理型処分場には、搬入できないことになっております。また、村ではこのほかにも爆発性、毒性、危険性のあるもの及び廃油、廃アルカリ、廃酸などの液体物も搬入、処理は認めないこととしております。

村に立入検査権がないと言われるが

県内のものだけで採算とれるのか、県外からも持つて来るのではないのか

産廃処分場の許可および立入検査権は、県や保健所が行うことになっていますが、村では、地元住民の健康や環境保全や安全性等を考え、公害防止協定を結んで、業者を強く指導していくこととして

現在、青森県には三十数か所の産廃処分場がありますがその所在地の市町村長と産廃処分業者との間で、公害防止協定を結んで、この一歩も踏みませんので、この協定を結べば当村は県内で初めてであり、皆さんの不安の解消と環境の保全に役立つものと思えます。

産廃の処分方法や環境への安全対策など、煮詰った段階での説明を聞いたうえで、賛成、反対なら私共もそれなりに理解できるが、①三者懇談会も拒否し、②公開質問状を出す相対に反対署名を集め、③環境アセスも出ないうちから「水は飲めない」と、「生活もできなくなる」、「海もダメになる」、「じみも採れなくなる」。そうした宣伝で著名な活動をし、地域懇談会でも自分たちの言い分を一方的に申し上げただけで、こちらからの説明に耳をかさず、集団で退場していく姿勢からは正しい評価はできないと思いま



(十三地区会場)



(太田地区会場)

不安や心配、疑問点などたくさん出されましたが、村の責任ある回答に「もっと早く説明してほしい」という声もありました

◇児童数の状況 (単位:人)

年(西暦)	昭和30年(1955)	平成5年(1993)
相内小学校	307 <small>(15名増(学級数))</small>	100
太田小学校	96	18
輪元小学校	245	42
十三小学校	231	51

反すれば大変なことになることは先に申し上げた通りであります。

